|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | CRPD/C/PHL/Q/1/Add.1 | |
|  | **事前未編集版** | | 地域：一般オリジナル：英語  2018年8月9日 |

**障害者権利委員会**

フィリピンの 初回報告に関連する質問事項へのフィリピンの回答　　(JD仮訳)

A. 目的及び一般義務（第1条～第4条 ）

*障害者政策の策定における全国障害者問題評議会の有効性と、条約との調和を図るために改正された国内法、及び障害のある人（PWD、Persons with Disabilities）の権利を守るために改正された国内法について*

1. フィリピンの全国障害者問題評議会（NCDA）は、障害に関する政策を策定し、障害に関する公的機関や民間機関との調整を行うことを義務付けられた主要な政府機関である。その機能には政策立案、監視、権利擁護、調査、データバンクが含まれる。
2. 全国障害者問題評議会は、市町村、都市、州レベルでの障害者事務所の設置を義務付ける共和国法（RA）第10070号（2009年）に基づき全国障害者問題評議会が地方政府（LGU）に設置した協議、フォーラム及びフィードバック・メカニズムを通じて、国内の法律や政策が障害者権利条約（CRPD）と調和していることを確保する。全国障害者問題評議会がその任務を遂行する上で有効なのは、メンバーである政府・非政府機関や障害者団体からの支援があるからである。
3. 障害者権利条約との整合化により改正された国内法は、「障害者 (disabled persons)」という用語を「障害のある人 (persons with disabilities）」に置き換えた共和国法第9442号（2006年制定）によって改正された「障害のある人のための憲章」（マグナカルタ、1992年、共和国法第7277号）を含んでいる。全政府職の1％をPWDに割り当てるとする共和国法第10524号（2012年）もまた、障害者権利条約におけるPWDの定義を採用している。
4. 共和国法第10821号（2016年）の第9項（災害その他の緊急事態およびその前後における子どもの緊急援助および保護を義務づける法律）は、災害リスク軽減管理情報システム運用のため、障害のある子ども(CWD)に関するデータ収集を年齢、性別、民族、特別なニーズごとに分離して行うことを規定している。同法は、障害者権利条約の年齢に応じた援助（第7条）およびリスクと人道的緊急事態（第11条）に関する規定と整合性のある、災害リスク軽減・管理（DRRM）に関する以前の法律、共和国法第10121号（2010年）を改訂したものである。
5. 共和国法第10070号（2010年）の施行規則（IRR）では、各州、都市、市町村に障害者問題担当事務所（PDAO）を設置し、PWD のためのプログラムとサービスの実施を確保することを制度化している。また、同規則は障害者権利条約の第4条3項に基づき、地方政府がPWD団体への加入の有無にかかわらず、PWDが参加するPWD総会を開催し、それぞれ障害者問題担当事務所の長を選出することを求めている。

*2. PWD、特にハンセン病患者のような最も疎外されたPWDグループが、代表組織を通じて、意思決定プロセスや障害関連の法律、政策、戦略、行動計画の起草に完全かつ平等な参加を確保すること。*

1. 全国障害者問題評議会は、ハンセン病など障害の原因に関わらず、すべてのPWDのニーズに対応するための政策やプログラムを実施しており、彼らが地域社会の生活のあらゆる面で完全かつ有意義に参加できるように支援している。前述したように、州、都市、市町村レベルで設置された様々な障害者問題担当事務所は、このインクルージョンを保証している。
2. 2013年のフィリピン議会では「Pilipino with Disabilities（障害のあるピリピノ）」というパーティリストのグループが出席したほか、PWD部門は定期的にPWDに関する法案を含む議会の公聴会に参加している。

*3. 障害のある人を含む個人と家族の脆弱性を軽減することを目的としたフィリピン開発計画 2017-2022 および障害のある人のための「Make the Right Real」(権利を実現する)のフィリピンの 10 年（2013-2022）を実施するための措置について*

1. フィリピン開発計画（PDP）は、障害のある人や脆弱な人々を含むすべてのフィリピン人が、強く根づいた快適で安全な生活を実現できるようにするものである。政府は、障害のある人のためにフィリピン開発計画を実施するための枠組みを採択し、次のような戦略的重点を置いている。(a)質が高く、アクセスしやすく、適切で、すべての人に自由をもたらす基礎教育の提供、PWD の雇用促進の強化、(b)PWD のための適切な精神保健と心理社会的支援サービスの提供、(c)信託基金の設立、(d)PWD を含む脆弱層が文化的資源にアクセスし、差別や恐れのない生活を送る権利の保護の強化、(e)災害による心理的影響をコントロールする特定の PWD のための支援装置の提供、などである。

*4. 締約国報告書（CRPD/C/PHL/1 及び Corr.1）のパラグラフ 16 で特定された「最優先」の懸念事項、及び国内行動計画への組み入れについて*

1. フィリピンの第 2 次国家人権行動計画では、以下のような懸念事項が PWD との一連の協議の後に集約され、「最優先事項」とされた。(a) 物理的環境（公共交通機関、情報通信技術を含む）へのアクセス、アクセシビリティ、個人の移動性 (b) 経済発展の追求（機会均等、平等、無差別、自立して地域社会に含まれて生活する権利、労働及び雇用の権利、適切な生活水準と社会的保護の権利を含む） (c) 障害のある女性と障害のある子どもの地位向上 (d) 医療サービスへのアクセス、法の下での平等な承認、司法へのアクセス（ハビリテーションとリハビリテーションの権利を含む）。また、既存の国のプログラム、プロジェクト、活動に関する情報も収集し、国と PWD 分野との関係をよりよく把握できるようにした。

*5. 条約第 1 条から第 3 条に定められた基準及び指針に法律を完全に適合させるため、国内法における障害の概念の適用を体系的に見直す明確な計画*

1. 国は、国内法に障害者権利条約のPWDの定義を採用し、関連する法律や政策において条約の規定や指針を考慮し、これらの法律や政策における障害概念の適用を体系的に検討するための基礎を築いた（フィリピン開発計画2017-2022、特に第10章、第11章、第19章には、(条約と)同じ定義が盛り込まれている）。

*6. 条約の選択議定書の批准について*

1. 国は、フィリピンが障害者権利条約の選択議定書を批准することへの委員会の関心を尊重する。しかし、効果的でアクセスしやすい国内の救済措置がすでに実施されており、継続的に強化されていることを踏まえ、この問題は引き続き検討課題とされている。フィリピンにおける PWD の権利は、既存の国内法、特に PWD に関するマグナカルタの下で十分に保護されている。

*7. 予算行政管理省と社会福祉開発省発行の、PWD に特化したプログラムやプロジェクト実施のために政府予算の 1％枠を確保することの共同通達（2003-01号）を盛り込んだガイドラインの実施について*

1. 1％の予算配分に関するガイドラインは、国家年次一般予算法に盛り込まれており、政府は地方自治法に基づく内部歳入配分の一部として、PWDプログラムやサービスのための適切な資金を地方政府に提供することができるようにしている。地方政府によるこれら資金の有効利用は、内務自治省(DILG)が実施する「良い地方統治認証」プログラムによって監視されている。

*8. 合理的配慮及びユニバーサルデザインに関する法律及び政策を実施するための措置とその結果について*

1. 国は、公共事業道路省（DPWH）を通じて、自治体の建築担当官にアクセシビリティ法規定や、PWD のアクセシビリティ基準実践に必要な発令の厳格な実施を指示している。公共事業道路省の最近の発令には、覚書通達（MC）第03号（2016年）が含まれている。すなわち、「*政府か民間所有のどちらであっても、複数の住戸を含む公共利用のための建物および関連構造物の許可証および証明書は、(a)アクセス可能なスロープ、(b)アクセス可能な階段、(c)アクセス可能なリフト/エレベーター、(d)アクセス可能な入口、廊下および通路、(e)アクセス可能な機能エリア/快適な部屋、(f)アクセス可能なスイッチおよびコントロール装置、(g)アクセスシンボルマークおよび点字版の方向標識、および(h)障害者のための専用駐車場を、設計案に示され建築後に備えている場合にのみ発行されなければならない*」。
2. 公共事業道路省はPWD のアクセシビリティに関する情報や意識向上キャンペーン、その他の関連活動を定期的に行っている。参加者には、自治体の建築担当官、民間の事業者・開発者、国の政府機関、政府が所有・管理する企業などが含まれる。
3. 公共事業道路省の統合プロジェクト管理室の建築・特殊プロジェクト管理グループは、非インフラ分野政府機関の建築・エンジニアリングコンサルサービスおよび／または建築プロジェクトのための設計・構築プロセス／モダリティの調達のための付託条項の作成に「ユニバーサルデザインの概念／原理」を取り入れている。
4. 自治省は、ユニバーサルデザインの概念に基づき、アクセシビリティ法の実施度を評価する「自治体ガバナンス認証」プログラムを実施している。2017年、自治省は、2016年にアクセシビリティの基準を満たし、PWDに合理的配慮を提供した国内の合計1,715の地方政府のうち、43の省、51の都市、212の市町村からなる306の地方政府に認証を授与した。
5. 運輸省（DOTr）のアクセシビリティ特別作業班（TFA）は、特別命令（SO）第2007-77号に基づいて設立され、特別命令第2009-113号によって改正されたもので、特にアクセシビリティ法とマグナカルタの効果的な実施を保証している。また、運輸省は覚書通達第2017-030号を発行した。これは、道路外のターミナルの運用ガイドラインを提供し、PWDの公共交通機関へのより良いアクセスを確保している。

B. 特定の権利 (5-30条)

平等と無差別（第5条）

*9. 1992年の共和国法第7277号（PWDのためのマグナカルタとして知られる）および2007年と2016年の改正の有効性はどうか。とくにPWDに対する差別に関連する問題への対応の面で、ならびに雇用、教育、健康、社会サービス、電気通信、アクセシビリティ、社会への参加と包摂に関連して、PWDがどの程度差別から保護されているかの監視の面で。*

1. 全国障害者問題評議会は、成果主義手法で PWD のニーズに対応したプログラムやプロジェクトを実施している地方政府を監視している。また、雇用、教育、健康などの政府支援を利用しているあるいは利用しようとしているPWDを、そのような支援を利用できるようにするためにPWDに発行されたIDカードの保健省（DOH）PWD登録簿を利用して監視している。
2. 社会サービス、通信、アクセシビリティの分野では、全国障害者問題評議会は、PWDのいる世帯の数のデータを収集している社会福祉開発省（DSWD）の「全国世帯対象システム（NHTS）」を参考にしている。全国障害者問題評議会は、現在の約30万世帯のPWD世帯のデータを基に、権利を保障するPWD IDを尊重しない事業所や、社会福祉開発省の条件付き現金給付プログラムや「貧困家庭向け条件付き現金給付プログラム」（Pantawid Pamilyang Pilipino Program (4Ps)）に不注意で登録されなかったPWD世帯に関して、フィードバックメカニズムを通して情報を得ている。
3. 差別の事例に対処するために、全国障害者問題評議会はまず、違反事業所に法遵守の通知を送付する。遵守しなかった事業所は行政処分および刑事処分のため、適切な機関に提訴される。
4. PWDを公然と嘲笑したり中傷したりするケースに対処するために、映画テレビ審査分類委員会は、映画やテレビ番組がPWDをからかうことを禁止している。 改正法の一つであるマグナカルタの共和国法第 9442号には、PWDの誹謗中傷や公然とした嘲笑に対する具体的な規定がある。
5. 労働雇用省（DOLE）は、TULAY（*Tulong Alalay para sa Taong may Kapansanan）*プログラムを通じて PWD に生計費支援を提供している。このプログラムは、訓練や生計・雇用機会を通じて、PWDの一般(メインストリーム)社会へのインテグレーションを支援している。また、地方政府や民間企業と提携して開催される就職説明会では、PWDに就職の機会を提供している。
6. KAGABAY（*Katulong at Gabay sa Manggagawang may Kapansanan*）プログラムは、リハビリテーションおよび経済支援プログラムであり、訓練機関と連携して無料の職業訓練や起業家訓練を提供することで、職業関連の障害のある人々の全国的な経済のメインストリームへの復帰を促進する。
7. 国の労働者補償委員会（ECC）は、迅速対応プログラムを通じて、労働者の障害につながる事故など業務に関連する不測の事態が発生した場合に、公共および民間部門の労働者またはその扶養家族に支援を提供している。このプログラムは、心理社会的カウンセリングおよび労働者補償請求書の提出の支援を通じて労働者を援助する。
8. PWDの労働者団体の結成および／または加入は、労働雇用省によって保証されており、制限なく認められている。現在、全国にPWDによって結成され、構成されている60以上の登録労働者団体がある。
9. 労働部門における政策・意思決定プロセスへの PWD の参加については、三者構成のメカニズム（全国三者構成産業平和協議会、地域三者構成産業平和協議会、産業三者構成協議会）が拡張されPWD 部門の代表が参加するようになっている。

*10. 差別的な法律および慣行に異議を唱えるために PWD が利用できる法的救済措置、救済措置が認められた請求の割合、およびそのような救済措置の性質について*

1. 司法が立法府の立場を尊重しているため、法律は合憲であると推定されている。しかし、合憲性の推定には異議を唱えることができる。
2. 異議申し立ては、実際に憲法違反があったことを明確に示した場合にのみ支持されるものとする。そのような深刻な違反が主張された場合は1987年フィリピン憲法第8条第1項に基づき、紛争を解決することが司法の権利であるだけでなく義務となる。
3. 憲法に反するという理由で法律を無効化しようとする場合、最高裁は、多くの事例において、*移送命令*、禁止、*職務執行令*、および宣言的救済のための法的処置が、憲法上の問題を提起し、適切な場合には立法府および執行府の職員の行為を審査および／または禁止／無効化するための適切な救済手段であることを明確に宣言してきた。
4. それにもかかわらず、裁判所は、憲法違反のあらゆる主張を裁定する無制限の権限を持っているわけではない。司法審査の権限は、次の4つの厳格な要件によって制限されるというルールが、法律学には数多く存在する。(a)事件や論争が実際に存在しなければならない、(b) 請願者は、*提訴権*を持っていなければならない、(c) 合憲性の問題は、できるだけ早い機会に提起されなければならない、(d) 合憲性の問題は、事件における*訴訟の原因*でなければならない、というものである。 [[1]](#footnote-2)
5. また、最高裁、控訴裁判所、地方裁判所の間で、移送命令、禁止、職務執行令発行の管轄権が一致していることは、訴訟当事者に法廷の場の選択の自由を無制限に与えているわけではない。
6. 以下は、国の公設弁護人事務所（PAO）の資料で、訴訟を起こしたPWDと、それに対応して提供されたサービスに関する一般的なデータを示している。

| *障害者* | *2015* | *2016* | *2017* |
| --- | --- | --- | --- |
| **I.司法・準司法サービス** | 2,009 | 2,363 | 2,726 |
| 取扱件数 |
| **II.非司法サービス** |  |  |  |
| 書類作成・弁論準備 | 3,701 | 1,857 | 2,696 |
| 誓約書の管理 | 5,454 | 2,876 | 3,161 |
| 法律相談 | 10,369 | 6,720 | 8,306 |
| 法的支援 |  |  |  |
| 拘留尋問中 | 50 | 19 | 7 |
| 審問調査中 | 33 | 48 | 20 |
| **提供されたサービスの総数** | **21,616** | **13,883** | **16,916** |

*11. ハンセン病関連の障害のある人が受けるスティグマや差別をなくすための取り組みについて*

1. 保健省（DOH）は、毎年2月の第3週を「ハンセン病予防・対策週間」と宣言した。また、保健省はハンセン病の主要な関係者をエンパワーし、2020年までにハンセン病を公衆衛生上の問題でなくするための「ハンセン病対策プログラム」を策定した。また、障害者のためのプログラムやサービスを推進する他の関係者と協力し、障害者のセルフケアプログラム「リハビリテーションおよび機能障害と障害の予防」やハンセン病対策や人間の尊厳プログラムにハンセン病患者が積極的に参加することで、ハンセン病による障害を35％予防・軽減することを目標としている。

*12. ハンセン病に関連した障害のある人の障害者法上のPWDとしての法的な認定とハンセン病に関連した障害のある人を差別する法律を廃止するための措置について*

1. ハンセン病の人が障害を持つに至れば、マグナカルタによる現行の障害分類のもとでPWDとして認められる。ハンセン病患者で医師の診断により障害があると認定された者は、ハンセン病患者に対する恩典、プログラム、サービスを認められ、法の下で保護される権利を与えられている。

障害のある女性（第6条）

*13.1 差別の事例、雇用率、達成された総合的な教育レベル、障害のある女性に対する性的暴力および性的搾取を含む性的虐待の発生率について*

1. フィリピン統計機構（PSA）による2010年国勢調査（人口・住宅）によると、PWDは国の総人口の1.57％を占めており、65歳以上の年齢層を除くすべての年齢層で男性が女性をわずかに上回っている。5歳以上の人口の3.1％に当たる250万人以上が少なくとも1つの機能的困難（functional difficulty）を持っていた。後者のうち、女性は53.1％、男性は46.9％となっている。

| *フィリピンのPWD（単位：千人）、2010年* | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総人口(TP) | PWD | TPに占めるPWDの割合 | PWD男性 | PWD全体に占める男性PWDの割合 | PWD女性 | PWD全体に占める女性PWDの割合 |
| 92,100 | 1,443 | 1.57% | 734,487 | 50.9% | 708,513 | 49.1% |

| *PWDの幅広い年齢と性別の分布（単位：千人）、2010年* | | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 合計 | 全分布％ | 男性 | 男性分布％ | 女性 | 女性分布％ | 女性比率（％） |
| すべての年齢層 | 1,443 | 99.9 | 734 | 100 | 709 | 100 | 49.1 |
| 0-14 | 272 | 18.8 | 149 | 20.3 | 123 | 17.3 | 45.2 |
| 15-49 | 578 | 40.0 | 312 | 42.5 | 266 | 37.5 | 46.0 |
| 50-64 | 274 | 19.0 | 141 | 19.2 | 133 | 18.8 | 48.5 |
| 65歳以上 | 319 | 22.1 | 132 | 18.0 | 187 | 26.4 | 58.6 |

1. 国は、関係機関を通じて差別事件、雇用率、全体的な教育レベル、性暴力および性的虐待の発生率に関する性別データを定期的に収集している。国は、障害に関する最新の人口統計学的および社会経済学的データや統計の利用可能性が限られていることに対応して、障害別に集計されたデータを作成する方向に向かっている。
2. 障害のある女性の社会経済状況に関する全国的なデータはないが、フィリピン開発研究所は[[2]](#footnote-3)、フィリピン統計機構と協力して最新の障害者調査結果に基づいた研究を行ってきた。データや調査結果は国内の全障害者人口を代表するものではないが、このような調査の実施は、障害者分野のデータ収集、分析のさらなる改善に向けた重要な一歩となる。

*13.2. 暴力からの障害のある女性の保護のための共和国法第7877号、共和国法第9262号、共和国法第9710号、「女性のマグナカルタ」などの立法措置を実施するために取られた措置について*

1. 国はフィリピン女性委員会（PCW）を通じて、フィリピンのジェンダーと開発のための1995年から2025年までのフィリピン計画のタイムスライスプランである「女性のエンパワーメント、開発、ジェンダー平等（Women's EDGE）計画2012年から2016年」を策定した。Women's EDGE Plan は、ジェンダーに焦点を当てた活動を実施するだけでなく、通常のプログラムの中でジェンダーの次元を主流化(一般化)するための機関のガイドとしての役割を果たした。この計画には、障害のある女性に焦点を当てた特定の章があり、障害分野における優先的なジェンダー問題とそれに対応するジェンダー対応戦略を特定した。
2. フィリピン女性委員会はまた、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する監視・評価指標の大要（Compendium of Monitoring and Evaluation Indicators on Gender Equality and Women's Empowerment: GEWE）も開発した。この指標は、義務保有者が、それぞれの分野、下位分野、または関心のある領域での平等とエンパワーメントを達成するための行動と投資を測定するために使用される。この大要はまた、政策や意思決定者、開発プランナー、事業実施者が、政策、プログラム、プロジェクトの設計、承認、実施を行う際の指針となり、彼らに情報を提供している。障害という側面は大要を通して統合され一般化しており、横断的な関心事として扱われている。同様に、障害のある女性と少女の資源へのアクセスと開発プロセスへの参加を測定する指標は、大要の社会開発権群の中に含まれている。
3. 女性のマグナカルタでは、独立した国家的人権機関であるフィリピン人権委員会（CHRP）をジェンダーオンブッド（オンブズマン）として指定している。2015年4月、フィリピン人権委員会は「ジェンダー・オンブッド・ガイドライン」を採択し、調査、法的支援の提供、政策助言、監視、多様な性的指向や性同一性・表現を持つ人を含む女性の人権の促進など、フィリピン人権委員会のサービスにアクセスする際のプロセスを規定している。ガイドラインには、PWDを含むケースをジェンダーに配慮して扱うための3つのプロトコル(規格)がある。

障害のある子ども（第7条 ）

*14. 障害のある女児・男児の家族を支援するために採用されたアファーマティブ・アクション（肯定的行動・積極的格差是正措置）／施策について*

1. 1991年に地方自治法が承認されて以来、PWDのためのプログラムやサービスは地方政府に移管されている。これらのプログラムには以下が含まれる。

* 障害の早期発見、予防、介入
* 教育支援プログラム「*Tuloy Aral Walang Sagabal（トゥロイ・アラル・ワラン・サガバル）」*
* PWDのための補助的な社会サービス
* 子ども/PWDのための包括的なプログラム
* 非ハンディキャップ環境

地方政府に移譲された障害者向けのプログラムやサービスとは別に、社会福祉開発省が提供する直接サービスは以下の通りである。

* 危機的状況にあるPWDへの危機管理室による資金援助
* 補助器具の提供
* 生計費の機会提供

1. 社会福祉開発省はまた、障害のある少女や少年のための24時間の一時保護施設やケアを継続的に実施し、職業リハビリテーション訓練プログラムを提供するセンターを運営している。
2. 2018年には、支援機器の購入、能力開発活動の実施、障害問題に関する地域委員会の四半期ごとの会合、全国障害予防・リハビリテーション週間の全国的な開催などのその他の関連活動／イベントに、9,900万フィリピン・ペソ（187千米ドル）が割り当てられた。

*15.障害のある子どもたちが人権を十分に享受し、薬物売買、強制労働、児童買春の対象とならないようにすることについて*

1. 2016年の子ども緊急救援保護法（CERPA）に基づき、国は子ども緊急救援保護法とその施行規則を実施する際の指針となる「子どものための包括的緊急プログラム（CEPC）」を策定した。子どものための包括的緊急プログラムは、特に特別なニーズを持つ子どもたちを保護するため、災害やその他の緊急事態に対処する際にインクルージョン、ジェンダー、文化に配慮した基準やプロトコルを提供している。また、子どものための包括的緊急プログラムを通じて、法執行機関は、影響を受けた子どもたちの安全と安心を監視し、確保することが義務付けられている。すべての政府機関、地方政府、および市民社会組織（CSO）も同様に、子どもの暴力、虐待、搾取のケースを抑止し、効果的に対応するため、子どもの保護方針を採用することが求められている。
2. 国は、社会福祉開発省の「貧困家庭向け条件付き現金給付プログラム」 Pantawid Pamilyang Pilipino プログラム（4Ps、条件付き現金給付プログラム）を通じて、2013 年から 2017 年までの間、以下の 3 歳から 18 歳までの PWD 受給者（性別）への支援を提供した。

| *年* | *女性* | *男性* |
| --- | --- | --- |
| 2013 | 2,298 | 2,718 |
| 2014 | 2,493 | 2,888 |
| 2015 | 2,882 | 3,241 |
| 2016 | 2,738 | 3,115 |
| 2017 | 2,944 | 3,325 |

1. 2014年以降、国は343の*バランガイ*（村）を「児童労働なし」として認定している。また、児童を雇用せず、児童労働を利用して生産された製品や材料を使用していない213の事業所にも、児童労働なしの証明書を授与している。
2. 2017年、国は労働雇用省の「天使の樹プロジェクト」（Project Angel Tree）を通じて、NGOや民間機関、その他の政府機関と連携して、3,856人の児童労働者や危機に瀕した子どもたちに社会的支援（食料、衣類、学用品など）を提供した。
3. 国は、1993年に設立された省庁間の迅速な行動メカニズムである労働雇用省の「*Sagip Batang Manggagawa（SBM）」(児童労働者救済（*Save the Child Laborer）)プロジェクトを通じて、児童労働者を極めて忌まわしい状況から救い出し続けている。2006年から2017年までに、合計28,125人の児童労働者と危機に瀕した子どもたちがこのプロジェクトの恩恵を受けた。
4. 2003年の児童虐待、搾取および差別からの児童の特別保護法（共和国法第9231号）が制定されて以来、未成年者をわいせつ／淫らなショーや売春に従事させたとして、労働雇用省によって57の施設が閉鎖されている。
5. 国は2016年1月、「児童労働への収束プログラムHELP ME」（HELP ME[[3]](#footnote-4) Convergence Program to Address Child Labour）の下で児童労働の被害者に提供されるサービスの実施ガイドラインを開始した。
6. 2016年、国は、労働雇用省の全国児童労働委員会と人身取引対策関係機関評議会（IACAT）を通じ、捜査と起訴、被害者とその家族への救助と支援の提供における調整、資源の補完、情報の共有に関する取り組みを調和させた。
7. 2013年の拡大された人身取引防止法は、(a)被害者の保護とリハビリテーションのための追加的なメカニズムを提供し、(b)強制労働、奴隷、借金束縛、その他の形態の人身取引の定義を拡大し、(c)事件の起訴における治外法権を提供し、(d)人身取引業者にはより厳しい罰則を課した。人身取引未遂や違法な勧誘は犯罪化されている。

*16. 障害のある子どもを記録する「未登録の子どもプロジェクト」の有効性について*

1. フィリピン統計機構（PSA）は、市民登録文書の法的、行政的、統計的価値についての啓発キャンペーンを実施し、学校、到達困難地域、先住民コミュニティで無料の移動登録を提供している。登録センターは、モール、旅行代理店、送金センターなどに設置され、人々の利便性を高めるためのサービスをより身近なものにしている。
2. 大統領公布第1106号は2015年から2024年を「市民登録・人口動態統計の10年（CRVS）」と宣言し、2024年までに1億3,500万人の未登録のアジア太平洋の子ども（750万人のフィリピン人の子どもを含む）を登録する「アジア太平洋CRVSの10年」キャンペーンに合わせている。

意識の向上（第8条）

*17. 障害の人権モデルに対する意識を高め、条約の原則の理解を深めるための、法曹界のメンバー、公務員、警察官、教師、地方政府の職員を対象とした研修プログラムに関する情報について*

1. 全国障害者問題評議会は、すべての政府機関、地方政府、NGO、障害者団体と連携して、年間を通じて障害者特有の啓発イベントや活動を主導し、あらゆる種類の障害のある人々への理解を深め、特に（a）教育と職業訓練、（b）雇用、（c）社会的保護と自立した生活、（d）建築環境におけるアクセシビリティ、（e）公共交通機関、（f）情報通信技術、（g）司法へのアクセスに関する差別を減らすために活動している。
2. 2015年には、全国障害者問題評議会は地裁の裁判官大会の資源機関として、司法へのアクセスに関してPWDが直面する障壁や、障害の異なるダイナミクスを提示した。
3. 司法省（DOJ）の公設弁護人事務所（PAO）および国家検察機構（NPS）の弁護士を対象とした障害感受性トレーニングが各地で実施されている。また、司法省の人材育成プログラムに障害者感受性トレーニングを含めるよう指示する司法省の覚書も発行された。
4. その一環として、フィリピン国家警察（PNP）女性・子ども課は、地方レベルの女性・子ども担当部の署員のための地域研修モジュールに障害理解と感受性を取り入れた。

アクセシビリティ (第9条)

*18. 障害のある人の公的および民間の建物へのアクセスを確保するための、共和国法第7277号第25条（バリアフリー環境）及び第27条（公共交通機関へのアクセス）の有効性を監視するために現在行われている手段について*

1. アクセシビリティ法、フィリピン建築基準（NBCP）、その他の参照基準（フィリピングリーン建築基準、技術専門家基準、その他の政府発行基準）に対する地方の建築関係者の遵守状況を監視するために、フィリピン建築基準の改正施行規則のセクション207（6）、規則IIに基づき、「四半期状況報告書」が公共事業道路省に提出された。公共事業道路省は、アクセシビリティ法の規定が遵守されているかどうかを判断するために、既存および新築の公共建築物を対象とした全国的な「アクセス監査」を実施している。
2. 運輸省のアクセシビリティ特別作業班（TFA）は、特別命令第2007-77号に基づいて設立され、特別命令第2009-113号によって改正されたもので、PWDの権利を促進、保護、実現するための国内法および国際的な人権条約／制度の下での義務の遵守を保証する。特別作業班の機能と責任には、アクセシビリティ法とマグナカルタの実施のための計画、プログラム、資金の準備、および事業所によるこれらの法律の遵守状況の監視、調査、検査の実施などが含まれる。
3. 運輸省は、PWDによる公共交通機関へのより良いアクセスを確保するために、ターミナルの道路外の運用に関するガイドラインを提供する覚書通達第2017-030号を発行した。また、公共交通機関の施設は、フィリピン国家建築基準法や他の参照基準（アクセシビリティ法など）の規定に従って、アクセシビリティの遵守度チェックの対象となっている。さらに、運輸省は、公共公益車両へのPWDのより良いアクセスを確保するために覚書通達第 2017-030号を発行した。

*19. PWD,特にインクルーシブ教育の場における障害のある児童生徒にとって適切な、点字、わかりやすい版、易しい言葉版などアクセシブルな形式の情報通信技術へのアクセスを確保すること、およびウェブのアクセシビリティを確保するための措置について*

1. 国は、教育省（DepEd）を通じて、インクルーシブ教育に関する枠組みを使用しており、それは関連するプログラムや介入の確立、実施、監視、評価を導くものである。この枠組みは、強化基礎教育プログラムの中核であるインクルージョンの原則を運用するもので、教育プログラムの設計における学習者、学校、コミュニティの多様な文脈と、多様性に適切に対応するために必要とされるプログラム、介入、戦略、支援メカニズムを認識している。この方針は、権利への対応、文脈への感受性と対応、そしてインクルージョンの指導原則を遵守している。
2. オンラインで提供されている政府のプログラム、製品、サービスへのPWDの平等なアクセスを確保するため、国は情報通信技術省（DICT）を通じて、覚書通達第 2017-004号「フィリピンのウェブ・アクセシビリティ政策を規定し、この目的のためにISO/IEC 40500:2012情報技術-W3Cウェブコンテンツのアクセシビリティに関するガイドライン（WCAG）2.0を、障害者のより広い範囲の人々がウェブ・コンテンツをより利用しやすくするためのフィリピンの基準として採用する」と発表した。ウェブ・アクセシビリティ政策は、フィリピン政府のウェブサイトのコンテンツを、特にPWDのユーザーにとってよりアクセシブルなものにし、W3CのWCAG 2.0の採用を拡大することを目的としている。
3. 覚書通達第 2017-004号で具現化された原則とガイドラインを効果的に実施するために、情報通信技術省は全国能力管理サービス（National Competency Management Service、NCMS)と協力して、政府のウェブサイト開発者向けにトレーニングプログラムを提供している。このトレーニングは、情報通信技術省のウェブホスティングサービスの下でホストされている政府のウェブサイトが、情報通信技術省、全国障害者問題評議会、およびその他の政府発行の規則や規制に準拠していることを確認するためのウェブ監査人のプールを確立するためのステップである。

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

*20. 災害リスク軽減戦略のアクセシビリティと包括性について、手続きのあらゆる段階での PWD、特に知的および／または心理社会的障害のある人、移動能力の低下した人、障害のある子ども、ろう者および目の見えない人へのアクセシビリティと包括性、および災害リスク軽減戦略および政策の設計、実施、評価および監視への PWD の代表組織を通じた参加について*

1. 全国障害者問題評議会は、国際的なNGOや国内のNGOと協力して、特に意思決定や国内の政策立案にPWDを含めることで、障害に対し包括的なDRR（防災）を実施するために、PWDやそのコミュニティを支援してきた。
2. 障害のある人は、その代表組織を通じて、地方政府の計画プロセスに積極的に参加している。地方政府は、総合開発計画を作成する際に、物理的、生物学的、社会経済的、文化的、建築的環境を網羅した地域の生態学的プロファイルを作成することを求められている。民間防衛局と住宅・土地利用規制委員会は、回答者に PWD の世帯員がいるかどうかを示すことを要求する所定の書式を用意している。

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

*21. 共和国法第 9406 号の下で認められた、特に知的及び／又は心理社会的障害のある人の完全な法的能力を認める法的保護、並びに PWD の権利、意思及び嗜好の尊重により支援された意思決定スキームを確立するための措置について*

1. 国は、すべてのPWDに対し、他の人々と対等に行動する能力を行使することを認めている。国のあらゆる段階の司法手続きに参加できる限り、PWD は法廷での訴訟において法的地位を与えられており、その権利を行使する際には、有能な弁護士のサービスを利用することができる。そのようなサービスを受けることができない場合は、共和国法第 9406号に基づき、公設弁護人事務所が無料で法的支援を提供することができる。

司法へのアクセス（第13条）

*22. 共和国法第 9406 号の下での無料法律扶助の提供を含む司法制度への直接及び間接的で効果的な参加を促進するための手続きおよび年齢に応じた便宜を確保すること、および専門的な訓練を受けた手話言語通訳者が ろう者のために利用できるかどうかについて*

1. 司法省は、司法へのアクセスとPWDへの差別撤廃に関する小委員会の議長を務めており、同小委員会は PWD の法的な関心事を支援し、法的サービスへのアクセスの機会を平等に提供するために活動している。この機関のメンバーは、全国障害者問題評議会、公設弁護人事務所、フィリピン国家警察（PNP）、フィリピン人権委員会、フィリピン統合法曹協会、および PWD 団体である。
2. 司法省は、国家検察機構（NPS）と公設弁護人事務所（PAO）に対して、すべての公設弁護人事務所と警察署（halls of justice、裁判所の訳もある）にPWDのための「支援窓口」を設置するよう指示した覚書通達第 1号（2014年）を発行した。
3. 公設弁護人事務所は、刑事、民事、労働、行政、その他の準司法事件において、貧困者（PWDを含む）に法的代理、援助、カウンセリングを提供している。また、業務上緊急性が高い場合には、現行の法律、規則、規制に基づき、政府当局から他の人への適切なサービス提供を要請されることもある。項目9のPWD関連の公設弁護人事務所案件については、表を参照。
4. 手話言語通訳者の雇用に関する裁判所の現在の方針は、覚書通達第 59-2004号に明文化されている。最高裁判所の裁判行政管理局（OCA）は、そのようなサービスが必要とされる訴訟や手続きにおいて、裁判所裁判官の要請に対応し、許可する権限を与えられている。全国障害者問題評議会は要求された場合に手話言語通訳者のリストを提供している。

身体の自由及び安全 (第14条)

*23. 実際の障害または認知された機能障害に基づいて自由を奪われたPWD、特に知的障害のある人または心理社会的障害のある人に関する情報、および機能障害に基づいて誰も施設に収容されたり自由を奪われたりしないことを保証するために採用された立法上および行政上の措置について*

1. 地域移行に関する事項について、特に児童については、入所施設への入所を最終手段とし、施設への入所期間の上限を考慮すべきであるとの国の方針が示されている。特別なニーズを持つ子供の地域移行に関連して、2012年の里親ケア法は、ネグレクトされた、虐待された、服従した、遺棄された、社会文化的に困難な状況にある、または特別なニーズを持つ全ての子供に、愛とケア、そして成長と発達の機会を提供する代替家族を紹介している。また、この法律は、里親、児童養護機関、ドナー機関に援助と税の優遇措置を与える。
2. 最近、国は精神保健法を制定し、すべてのフィリピン人の精神保健に対する基本的な権利と、精神保健サービスを必要とする人の基本的な権利を確約した。 同法の下で、国は、(a)タイムリーで、手頃な価格で、質が高く、文化的に適切な精神保健医療が国民に提供されること、(b)サービスが強制的ではなく、サービス利用者への説明責任があること、(c)精神保健状態にある人々が、スティグマ化や差別から解放され、あらゆる人権を行使し、社会や職場に十分に参加できるようにすることを保証するものとしている。

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

*24. ポルノでの利用を含む商業的な性的搾取からの障害のある少女の保護について*

1. 2009年の児童ポルノ禁止法に基づき、12の系列機関と3つの非政府組織で構成される省庁横断の児童ポルノ対策評議会（IACACP）が設立された。これは、法律の実施を調整、監視、監督することを任務としており、その全体的な目標は、障害のある子どもを含め、児童ポルノを根絶することである。
2. この評議会の取り組みの中には、以下のようなものがある。

* 417宣言（フィリピンの子供たちのためのより安全なインターネットの日）
* 子どもと青少年のためのサイバー安全学習モジュール
* オンラインによる性的虐待・児童搾取の被害者に対する補償金管理に関するガイドライン（OSAEC）
* オンラインによる性的虐待・児童搾取の取り扱いと管理に関する多職種研修
* *#Stopchild.ph* ウェブポータル
* フィリピンにおけるオンラインによる性的虐待・児童搾取に対する取り組みの好事例概要
* 子どもオンライン保護サミット2017

1. 2016年、国は、社会福祉開発省を通じて、社会福祉開発省の地域事務所全体で、地域の児童ポルノ被害者24人と居住型ケア施設の被害者61人にサービスを提供した。
2. 社会福祉開発省は、交通事故被害者のための回復・社会復帰プログラム（RRPTP）を管理している。このプログラムは、トラウマからの回復を促進し、被害者がそれぞれの家族や地域社会に完全に適応するまでの間、被害者のニーズに対応するように設計されている。2017年、交通事故被害者のための回復・社会復帰プログラムは175人の被害者にサービスを提供した。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

*25. 同意の有無にかかわらず、物乞いへの関与などPWDに対する搾取、暴力、虐待事例の体系的な監視について*

1. 国は、全国に71カ所ある社会福祉開発省センターや入所介護施設を通じ、(a) PWDを含む路上生活者や物乞いのための一時保護施設、(b)虐待や搾取の事例の監視、(c)そのような虐待の加害者に対する刑事事件や行政事件の提訴などの社会福祉保護プログラムや介入を実施している。

*26. 共和国法第9442号第39条から第42条までの、虐待や憎悪から障害者を保護する方法と、同法の規定に違反した個人または個人のグループの制裁を確実に行うために採用された措置について*

1. 項目9の関連する回答を参照してください。

自立した生活及び地域社会への包容 (第19条)

*27. PWD の社会復帰に向けたロードマップ(工程表)を通じた福祉の推進とその進捗状況について*

1. 国は、社会福祉開発省を通じて一時的または恒久的に家族に養育されない子どもたちのニーズに対応している。これは、明確な規定である覚書通達第23号（2005年）によって以下のように導かれている。

* 家族が一時的に養育できない子ども（障害のある子どもを含む）を対象とした地域密着型の里親事業
* 家族への復縁が不可能な子どもたちのための養子縁組／法定後見制度
* 地域に根ざした代替家族ケアの開発と強化により、施設型ケアから家族型ケアへの資源移行促進

*28. 施設で生活している人の数について、機能障害の種類、性別、年齢別に集計し、「国家人権行動計画」が脱施設化にどの程度の効果を上げているのかを示すこと*

1. 第２次国家人権行動計画では、PWDの社会復帰のための以下の施策、プログラム、活動、プロジェクトの効果的な実施が促進された。

* 職業リハビリテーション法：視覚に障害のある人、その他の自然的・偶発的な原因により障害を負った者の職業訓練の促進を定めたもので、リハビリテーションや依存からの復帰を含む。
* 社会福祉開発省覚書通達第 1-2008号：就労、教育、家族支援などの地域に根ざしたサービスを含む PWD のための包括的プログラムのガイドラインを提供する。
* PWDが自立した生産的な生活を送り様々な社会経済活動に参加できるようにするための、社会福祉開発省の居住施設と非居住施設のケア、リハビリテーション、職業技能訓練施設の維持。

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

*29. 触覚、手話*言語*、その他の代替的・補強的な手段及び方法によるコミュニケーション及び通訳サービスに関する政策を実施すること、また、特に視覚及び聴覚に障害のある人による公文書及びインターネットへのアクセスを確保すること、並びにフィリピン手話*言語*を締約国の公用語として確立することについて*

1. 国は、情報通信技術省とそのパートナー機関を通じ、「障害のある若者のためのグローバルICTチャレンジ（GITC）」に積極的に参加している。グローバルICTチャレンジは、障害のある青少年に情報通信技術へのアクセスを提供することで、障害のある青少年の情報活用能力や社会参加能力を向上させ、彼らが障害の限界を克服し、より良い未来に向けて挑戦することを支援する能力開発プロジェクトである。このプロジェクトは、参加国間の国際協力と交流を後押した。
2. 情報通信技術省には、PWD専用のデータベースや管理情報システムなどのインフラはないが、PWDであることを示すチップを内蔵したIDシステムなど、より良い支援を提供するためのいくつかの提案がされている。また、すべての政府ウェブサイトのウェブ監査を定期的に実施することで、PWDによる政府ウェブサイトの効果的なアクセスと使いやすさを確保することも提案されている。
3. フィリピン手話言語（FSL）法案は、様々な地方や地域の手話言語を使用しているろう者コミュニティの多様な文化的グループを考慮して、フィリピン議会で修正が進められている。これらのグループと手話言語通訳者の間の合意形成のための努力が行われている。

家庭及び家族の尊重 (第23条)

*30. 家族が、障害のある子どもが他者と対等に社会に参加し、意見を述べ、意思決定プロセスに参加することを妨げる障壁となりうる状況への対処について*

1. 児童福祉協議会（CWC）が監修する第 3 次子どものための国家行動計画（NPAC）では、障害のある子どもを横断的な分野と位置づけている。国家行動計画では、優先的な立法課題の一つとして、障害のある子どもの保護を挙げている。国家行動計画の目標 4 の下で児童福祉協議会が策定した成果物のワークショップや検証会議では、障害のある子どもは常に意見を聞かれている。
2. 子どもに対する暴力の根絶を目標としたフィリピン行動計画2017-2022では、障害のある子どもに対する暴力の根絶に向けた取り組みも盛り込まれ強調されている。

教育 (第24条)

*31. 条約第24条及びインクルーシブ教育への権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）に沿った、インクルーシブ教育への権利の社会経済的及び文化的利益に関するあらゆる調査について、また、特に共和国法第7277号の政策及び教育省のゼロ拒否政策の実施を目的とした、障害のある学習者のためのインクルーシブ教育を実施するために採用する計画について*

1. 国は 全国障害者問題評議会を通じて、セーブ・ザ・チルドレンや国連児童基金（UNICEF）が主導するプロジェクト、特に*プロジェクト KASALI* において技術支援を行い、資源機関としての役割を果たしてきた。
2. 国は教育省を通じて、すべてのフィリピン人の基本的権利である質の高い基礎教育を保護・推進し、その潜在能力を十分に発揮し、国づくりに有意義に参加できるようにする。この権利は、インクルーシブ教育の原則を認識し、学習者が直面する性質、状況、現実への制度的な敏感さと対応を促進し、カリキュラムやその他の関連する介入を通じて、これらの懸念に積極的に対処するよう教育省に指示するものである。
3. インクルーシブ教育の制度化は、ドゥテルテ政権下の教育省の戦略的方向性に明記されており、すべての学校が多様な学習者に教育的介入やプログラムを提供できる「ワンストップショップ」としての役割を果たすべきである。さらに、これらのプログラムに対する政策的な支援は、適切な資源の提供を確保するために行われている。継続的な人材育成プログラムや活動も実施されており、インクルーシブ教育に関連して、すべての教職者と非教職者の準備と意識を確保している。

障害のある学習者に対するインクルーシブ教育を実施している教育省の方針とプログラムは以下の通りである。

* 教育省令26 (1997年)、「すべての学校における特別支援教育（SPED）プログラムの制度化」について
* 教育省令72 (2009年) 「子どもたちの参加率向上のための戦略としてのインクルーシブ教育」について
* 教育省令 50 (2010年)、「基礎教育レベルでの特別教育プログラムの強化」について
* 教育省令58 (2010年)、「代替教育制度（ALS）プログラムのためのガイドラインの実施」について
* 教育省令77 (2011年)、「障害者のアジェンダを前進させる」（Moving the Disability Agenda Forward）について
* 教育省令54 (2012年)、「教員派遣による代替教育方式（ADM）の実施に関する政策ガイドライン」について
* 教育省令 58 (2012年)、「代替教育制度（ALS）による派遣教師と地区代替教育システムコーディネーター（DALSC）への教務補助と交通費の提供に関する改訂実施ガイドライン」について
* 教育省令 59 (2012年)、「代替教育制度（ALS）リテラシーボランティアの選択と雇用に関する改訂実施ガイドライン」について
* 教育省令77 (2012年)、「代替教育制度（ALS）統一請負スキームのための改正ガイドライン」について
* 教育省令 46 (2014年)、「PWDのための代替教育制度（ALS）プログラムの実施に関するガイドライン」について
* 教育省令38 (2015年)、「特別支援教育プログラムの支援金の活用に関するガイドライン」について
* 教育省令46 (2017年)、「代替教育制度 - 教育と技能訓練 - のパイロット実施のためのフレームワーク」について
* 教育省令58（2017年）、「幼稚園、高等学校、代替教育制度、健康と栄養及び終身記録の標準化のための新しい学校形態の採用」について、と
* 教育省令63（2017年）、「2017年暦年の代替教育制度（ALS）のマッピング及び監視活動のための地域事務所の運用資金への支援の活用に関する実施要領」について

1. 教育省の学習者支援サービス局の学校保健部は、学校給食、学校保健看護、医療・歯科保健をカバーするプログラムを含む包括的かつ統合的な学校保健サービスを通じて、学習者の健康と栄養面での幸福を保護している。
2. 項目19の関連情報を参照してください。

健康 (第25条)

*32.1. 特に農村部に住む障害のある子どもやPWDのために、手頃な費用でPWDのための医療施設やサービスへのアクセスを効果的に改善することについて*

1. 国は、保健省を通じて、行政命令第2015-0004号に基づいて実施の枠組みを定めたPWDのための健康とウェルネスプログラムを確立した。
2. 保健省は、PWDが医薬品や医療機器などの健康関連製品を購入したり医療サービスを利用したりする際に、20％の割引と付加価値税の免除を受けることができるというPWDのマグナカルタの規定を実施している。
3. 健康関連の経済的リスクからの保護に関して保健省は、フィリピン健康保険公社（PhilHealth）との提携により、PWDと障害のある子どものための健康給付とリハビリテーションパッケージを提供している。これには、聴覚、視覚、運動障害、発達障害のある人々のためのリハビリテーションパッケージが含まれている。現在、保健省は、国内のすべてのPWDにフィリピン健康保険公社の強制適用の法制化に向けてロビー活動を行っている。
4. 認可要件の一部として保健省はすべての病院に対し、PWD のインフラへのアクセス性を確保することを求めている。保健省は地方の保健所や地域保健センターをPWDが利用できるようにするための最低限の標準的施設の設計の発行を準備中である。
5. フィリピン健康保険公社は、聴覚・視覚障害、移動障害、発達障害のある子どもたちのリハビリテーションサービスへのアクセスを強化する「障害のある子どもたちのためのZ給付のための指導原則」（通達第2016-0032号）を発行した。(訳注　Z給付はフィリピン保険公社の貧困者向け医療費給付制度)
6. 国は、保健省を通じて、保健施設の最前線で働く労働者を対象に、PWDの評価とリハビリテーションサービスの能力開発プログラムを提供している。
7. 保健省は、全国障害者問題評議会と連携して、特定の種類の障害のための全国的な登録・報告システムである「フィリピン障害者登録簿」を実施している。

*32.2. すべてのPWDのためのアクセス可能な形式での公衆衛生教育の提供について*

1. 国は全国障害者問題評議会を通じて、PWD への医療給付に関する情報、教育、伝達資料を含む PWD のためのコミュニケーションおよび権利擁護計画を実施している。
2. 保健省は、告示第361号（2000年）に基づき、毎年7月の第3週に「全国障害予防週間」を全国で開催し、官公庁、非政府組織、学識経験者、障害者団体等が参加する障害に関するフォーラムを開催している。

ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

*33.1. 世界保健機関（WHO）の地域密着型リハビリテーションの枠組みの５つの重要な要素に基づいた地域密着型リハビリテーションを含むリハビリテーションサービスの提供に、共和国法第7277号及び第1179号、および1954年職業リハビリテーション法がどの程度貢献してきたかについて*

1. 共和国法第 1179 号により、国立職業リハビリテーションセンターが設立され、社会経済的自立と生産性向上のための職業・ 社会復帰と技能訓練に関するサービスとプログラムを PWD およびその他の特殊集団に提供することになった。 同センターは、評価・指導、社会調整、医療、職業訓練、職業紹介などのサービスを通じ、社会への統合を図ることで、PWDのの能力を最大限に引き出すことを目的としている。
2. さらに、共和国法第9422号によって改正された共和国法第7277号は、PWDにリハビリテーションサービスや給付を含む追加の恩典とインセンティブを付与した。

*33.2.地域に根ざしたリハビリテーションを条約の関連条文と結びつけることについて*

1. 国は、社会福祉開発省のリハビリテーションと保護作業所を通じて、PWD に職業的または社会的リハビリテーションと技能訓練を提供している。全国障害者問題評議会との提携により、社会福祉開発省はPWDを将来の雇用主と結びつけ、障害のある労働者の管理について企業を指導している。

*34. 都市部と農村部における医療、社会、教育、職業リハビリテーションサービスの提供、および 、PWD のためにアクセシブルで手頃な価格で提供される補助装置などのリハビリテーションおよびハビリテーションサービスの種類について*

1. 保護作業所はPWDに職業訓練と生産的雇用を提供し、彼らの願望を実現し社会に貢献する一員となることを可能にするために設計されている。この施設は、社会福祉開発省が地方政府や非政府組織（NGO）/市民社会組織と協力して運営している。同様に、このプロジェクトの一環として、家族や地域社会の関係者がPWDの苦境を理解できるように教育し、関与することも行われている。
2. これらの施設の運用以外にも、研修プログラム、機器・装置の提供、 カウンセリングなどの補助的な社会サービスが、共和国法第7277号（共和国法第9442号により改正）に基づき、社会的機能を回復し、社会への参加を回復するため、PWDに提供されている。

*35. 締約国の条約批准後の職業リハビリテーション法の改正について*

1. 全国障害者問題評議会の主導により、職業リハビリテーション法を改正・改正する動きがある。具体的には、この法律を実施するためのPWDのためのプログラムと介入が、PWDのためのマグナカルタの施行規則の中で大きく強調されており、その中には次のようなものが含まれている。
2. PWDが開かれた労働市場で適切な雇用が得られない場合は保護雇用
3. 労働雇用省と社会福祉開発省を通じて、政府と並行してPWDにサービスを提供する非政府組織や人々の組織との協議・調整のもと、全国各地に保護作業所が設置された。

労働及び雇用 (第27条)

*36. 障害のある労働者の平均収入、全国平均との比較、および法定最低所得を受給している障害のある労働者の割合について*

1. 憲法は、障害のある人を含むすべての労働者の権利として、在職の保障、人道的な労働条件、生活賃金を保障している。最低賃金を合理的に設定し、労働者とその家族の適正な生活水準を確保するために、生産性向上と利得分配措置を促進することは、国の政策である[[4]](#footnote-5)。地域三者間賃金・生産性委員会によって定められた法定最低賃金は以下の通りである（1フィリピンペソ：US$.02）[[5]](#footnote-6)。

| *地域* | *賃金命令番号・発行日* | *効力発生日* | *非農業* | *農業* | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **農園** | **非農園** | |
| NCR　国家首都地方 | 21 -  09/14/2017 | 10/05/2017 | ₱475.00-  ₱512.00 | ₱475.00 | ₱475.00 | |
| CARｺﾙﾃﾞｨﾘｪﾗ行政地域 | 18 -  04/26/2017 | 06/05/2017 | ₱270.00-  ₱300.00 | ₱270.00-  ₱300.00 | ₱270.00-  ₱300.00 | |
| I | 19 -  11/24/2017 | 01/25/2018 | ₱256.00-  ₱310.00 | ₱265.00 | ₱256.00 | |
| II | 18 -  08/11/2017 | 09/25/2017 | ₱340 | ₱320 | ₱320 | |
| III | 20 -  03/28/2017 | 05/01/2017 | ₱329.00-  ₱380.00 | ₱314.00-  ₱350.00 | ₱302.00-  ₱334.00 | |
| IV-A | 18 -  02/28/2018 | 04/28/2017 | ₱317.00-  ₱400.00 | ₱303.00-  ₱372.00 | ₱303.00-  ₱352.00 | |
| IV-B | 08 -  09/05/2017 | 09/24/2017 | ₱259.00-  ₱300.00 | ₱259.00-  ₱300.00 | ₱259.00-  ₱300.00 | |
| V | 18 -  04/25/2017 | 06/02/2017 | ₱280.00-  ₱290.00 | ₱280.00-  ₱290.00 | ₱280.00-  ₱290.00 | |
| VI | 23 – | 03/16/2017 | ₱271.50- | ₱281.50 | ₱271.50 | |
|  | 12/16/2016 |  | ₱323.50 |  |  |
| VII | 20 –  02/13/2017 | 03/10/2017 | ₱308.00-  ₱366.00 | ₱288.00-  ₱348.00 | ₱288.00-  ₱348.00 |
| VIII | 20 –  05/17/2018 | 06/25/2018 | ₱305.00 | ₱275.00 | ₱275.00 |
| IX | 19 –  08/15/2016 | 10/01/2016 | ₱296.00 | ₱283.00 | ₱283.00 |
| X | 19 –  05/23/2017 | 07/16/2017 | ₱316.00-  ₱338.00 | ₱304.00-  ₱326.00 | ₱304.00-  ₱326.00 |
| XI | 19 –  11/04/2016 | 12/16/2016 | ₱340.00 | ₱335.00 | ₱335.00 |
| XII | 20 –  04/13/2018 | 05/11/2018 | ₱311.00 | ₱290.00 | ₱290.00 |
| CARAGAカラガ地方 | 15 –  11/10/2017 | 12/08/2017 | ₱300.00 | ₱300.00 | ₱300.00 |
| ARMMバンサモロ自治地区 | 17 –  04/23/2018 | 06/15/2018 | ₱280.00 | ₱270.00 | ₱270.00 |

1. 現在までのところ、全国平均と比較した障害のある労働者の所得に関する集計データは入手できないが、全国平均の計算には含まれている。それを踏まえて、以下の表は、2015～2016 年の主要産業グループ別の賃金・給与労働者の平均日額基本給を示したものである。

| *主要産業グループ* | *2015* | | *2016* | | *2017* | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年平均 | | 年平均 | | 1月 | | |
| **すべての産業** | **378.71** | | **400.95** | | **414.64** | | |
| **農業** | **194.38** | | **209.32** | | **210.13** | | |
| 農業・狩猟・林業 | 192.99 | | 208.25 | | 210.21 | | |
| 漁業と養殖 | 218.48 | | 225.95 | | 208.58 | | |
| **非農業** | | **408.37** | | **430.21** | | **441.44** |
| **産業** | | **355.09** | | **376.40** | | **382.10** |
| 鉱業と採石 | | 330.82 | | 356.11 | | 306.07 |
| 製造業 | | 358.66 | | 383.65 | | 373.64 |
| 電気・ガス・蒸気・空調供給 | | 665.33 | | 742.32 | | 821.61 |
| 上水道・下水道・廃棄物処理・浄化活動 | | 465.14 | | 443.19 | | 407.26 |
| 建設 | | 341.03 | | 360.22 | | 379.50 |
| **サービス業** | | **432.15** | | **455.70** | | **468.56** |
| 卸売・小売業、自動車・二輪車の修理業 | | 314.33 | | 330.50 | | 334.57 |
| 輸送・保管 | | 395.60 | | 438.81 | | 424.69 |
| 宿泊・給食活動 | | 325.97 | | 338.58 | | 346.15 |
| 情報通信 | | 601.15 | | 661.83 | | 688.77 |
| 金融・保険活動 | | 600.37 | | 679.29 | | 659.53 |
| 不動産活動 | | 523.13 | | 730.98 | | 586.70 |
| 専門的・科学的・技術的活動 | | 707.53 | | 713.22 | | 682.59 |
| 事務・支援サービス活動 | | 547.66 | | 582.86 | | 567.40 |
| 行政と防衛; 強制加入社会保障 | | 582.19 | | 609.89 | | 639.61 |
| 教育 | | 760.88 | | 783.11 | | 801.00 |
| 対人医療・ソーシャルワーク活動 | | 558.70 | | 597.05 | | 653.27 |
| 芸術、娯楽、レクリエーション | | 442.20 | | 456.77 | | 496.69 |
| その他のサービス活動 | | 196.22 | | 203.82 | | 220.06 |
| 治外法権を有する機関・団体の活動 | | 785.83 | | 829.12 | | 696.22 |

*37. 性、年齢、民族、障害の種類、教育レベル別に分類された PWD の雇用／失業に関するデータに加え、機能障害の種類に応じて適用される雇用のための 5％割当制度の有効性について*

1. 障害のある人のためのマグナカルタに規定されていた5%の障害者雇用枠制度は、共和国法第10524号[[6]](#footnote-7)により改正され、第5項は次のように変更されている。「"すべての政府機関、事務所、または政府系企業におけるすべてのポストのうち、少なくとも1％は障害者のために確保されなければならない。*ただし、従業員数が100人を超える民間企業は、全ポストの少なくとも1％を障害者のために確保するよう奨励する。*」
2. 2017年8月時点でフィリピン官僚人員242万人のうち、PWDは7,250人（男性3,973人、女性3,277人）となっている。
3. 国の行政委員会（CSC）のオンライン政府人材目録（IGHR）に基づき、政府サービスにおけるPWDの数を以下のように分別している。(a)地理的分布、(b)性別（2017年8月31日現在）。

| *地域* | *男性* | *女性* | *合計* |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 157 | 138 | 295 |
| 2 | 130 | 88 | 218 |
| 3 | 239 | 145 | 384 |
| 4 | 391 | 225 | 616 |
| 5 | 289 | 490 | 779 |
| 6 | 942 | 696 | 1,638 |
| 7 | 203 | 138 | 341 |
| 8 | 133 | 64 | 197 |
| 9 | 96 | 57 | 153 |
| 10 | 181 | 138 | 319 |
| 11 | 151 | 92 | 243 |
| 12 | 153 | 113 | 266 |
| NCR | 683 | 715 | 1,398 |
| CAR | 79 | 101 | 180 |
| CARAGA | 116 | 61 | 177 |
| ARMM | 30 | 16 | 46 |
| **合計** | **3,973** | **3,277** | **7,250** |

1. 行政委員会は政府人材目録を強化し、PWD を含む政府の人材に関するより多くの情報をシステムに反映できるようにしている。
2. 行政委員会は同様に、PWDがマグナカルタの下で享受する恩恵と特権を認識しており、その中には政府サービスに参加する公平な機会も含まれている。行政委員会は、(a) 政府機関に障害者のための高速道路の提供を義務付けることを定めた 行政委員会覚書通達第 20 号や、(b) 行政委員会覚書通達第 31号（2017 年）の受験者区分と公務員試験の障害者への適用など、PWD に焦点を当てた政策を採用している。
3. 2016年6月現在、主要3産業で20人以上の労働者を雇用する推定438万箇所の民間部門の事業所が3,504人のPWDを雇用しており、サービス業（56％）、工業（42％）、農業（2％）の順に分布している[[7]](#footnote-8)。
4. また、PWDを雇用している民間企業にも奨励金が支給されており、国の機関からの必要な認可や証明を受けた上で、PWDに支払われた給与・賃金の総額の25％に相当する額を、総収入から追加控除することができる。

適正な生活水準及び社会保障（第28条）

*38.* 社会福祉開発省*の PWD への持続可能な生計自営支援 Kaunlaran プログラムの適用と、同プログラムの有効性の*監視*について*

1. 持続可能な生計プログラム（SLP）は、持続可能な生計のための自営業支援カウンララン・プログラムから取って代わった。このプログラムの受益者は、社会福祉開発省の貧困削減のための全国世帯対象システム（NHTS-PR）の下で特定された貧困世帯のPWDである。2014年から2016年まで、持続可能な生計プログラムは1,706人のPWDに技能トレーニングを提供し、また零細企業開発コースでは711人のPWDを対象とした。2011年から2017年まで、持続可能な生計プログラムは全国で1,290人のPWDに支援を提供した。

*39. 障害及び貧困救済基金に関する 2006 年の国家政策及び行動計画によるPWDのまともな生活水準の確保の実施について、また締約国報告書のパラグラフ 第196号に関連し貧困生活する PWD の高い割合への対応について*

1. 現在のフィリピン開発計画は、貧困の発生率を2022年までに21.6％から14％に減らすことに焦点を当てている。PWDのさらなるエンパワーメントを支援するために、PWDの恩典を拡大する共和国法第 10754号（2016年）が可決された。同法は、PWDが専用および享受する物品やサービスの一覧表にあてはまる場合には少なくとも20％の割引と付加価値税の免除を規定している。
2. 貧困を緩和し貧しいフィリピン人を支援することを目的としたすべての国家開発プログラムは、PWD も対象としている。その中には、以下のようなものがある。
3. 「貧困家庭向け条件付き現金給付プログラム」（4Ps）。この反貧困プログラムの目的は二つあり、家族の当面のニーズを満たすための条件付き現金給付による社会的援助の提供と、人的資本投資による世代間貧困を打破するための社会開発である。

2017年12月31日現在、4Psは80の州の144の都市と1,483の市町村で実施され、合計4,394,813の有効受給世帯、つまりこの年の目標である4,402,253世帯の99.83％をカバーしている。このうち、4,164,788世帯が通常の条件付現金給付（CCT）プログラムでカバーされており、230,065世帯が修正条件付現金給付（MCCT）でカバーされている。修正条件付現金給付には、通常の条件付現金給付ではカバーされていない受益者が含まれている。例えば、自然災害や人災の被害者でホームレスとなり生計の手段を失った人、ホームレス家族、地理的に孤立し不利である地域の先住民（IP）世帯などが含まれている。

1. 持続可能な生計プログラム（SLP）。持続可能な生計プログラムは、受益者の社会経済的能力を向上させるための持続可能な収入源を提供することを目的としている。持続可能な生計プログラムは2つのトラックシステムで運営されており、参加者は社会的準備と能力開発ワークショップを経た後、小規模企業開発トラックか雇用促進トラックのいずれかを選択することができ、選択したトラックに基づいて支援が拡大される。プログラムの実施期間中には、さらなる研修や監視、評価が行われる。

2011年から2017年にかけて、持続可能な生計プログラムは対象世帯1,731,714世帯のうち1,764,255世帯にサービスを提供した。サービスを提供した総世帯のうち、約1,469,364世帯が4Psの受益世帯であり、2011年から2017年までの対象世帯の84.9％を占めている。2017年1月から2017年11月までにサービスを提供した134,923世帯のうち、約36,280世帯が雇用促進トラックの受益者であった。

1. 労働雇用省の統合生計プログラム（DILP）。労働雇用省の統合生計プログラムは以下の支援サービスを提供する。(a) 原材料や設備・道具の購入のための運転資金、(b) 生計事業の設立・運営に関する研修、(c) 政府サービス保険制度の下での団体傷害保険への加入、(d) 受益者への継続的な技術・事業助言サービスである。2014年から2017年までに、約6,846人のPWDがこのプログラムの恩恵を受けている。
2. 貧困層のフィリピン人全てが自動的にフィリピン健康保険公社の対象となる。社会福祉開発省の*リスタハンナン*（全国世帯対象システムで作成された貧困者リスト）を通じて特定された貧困家庭は、国民健康保険プログラムの給付を受けることができる。2017年には、合計32,030,297人の貧しいフィリピン人がこの事業を通じてフィリピン健康保険公社に登録された。同年ではフィリピン推計人口の93％がフィリピン健康保険公社に加入している。
3. 社会福祉開発省が運営する職業リハビリテーションセンター。これらのセンターでは、彼らの能力と制約の範囲内での身体的、精神的、社会的、経済的に最高レベルの充足を得るための訓練が行われている。このプログラムには、社会的リハビリテーション、職業リハビリテーション、実地訓練、学校の斡旋が含まれている。社会福祉開発省はまた、障害のある訓練生に給与金を支給し、訓練中の交通費、食事、講習資料及びその他の関連費用を補助している。

政治的及び公的活動への参加 (第29条)

*40. 地方、地域、国レベルでの障害者による政治的権利の行使を保証すること、および選挙管理委員会に障害者専用の投票区画を設置することを許可する共和国法第 10366 号の実施について*

1. 選挙管理委員会（Comelec）は、2014年にフィリピン人権委員会と覚書を締結し、選挙管理委員会の現場職員や管理官を対象に、貧困者の選挙権を含む弱者の選挙権に関するノウハウを強化するための研修を実施した。この研修では、人権に基づくアプローチを採用し、脆弱な人々の参政権を確保するための現場マニュアルを作成した。
2. 2016年の国政選挙と地方選挙のために、選挙管理委員会は全国のショッピングモールと提携して特別選挙運動を実施した。これらの施設は有権者、特に優先通路の特恵があるPWDにとって、より便利で利用しやすい機能を提供していることを認識している。
3. さらに選挙管理委員会は、プロジェクトEASE（選挙における学校のアクセシビリティの確保）を再導入し、教育省、自治省、公共事業道路省、フィリピンを代表する建築協会（the United Architects of the Philippines）との間で、選挙日に投票所として機能する学校のアクセシビリティ監査を実施しPWDにアクセシビリティを提供するために必要な修繕を導入するための覚書を締結した。このプロジェクトでは、当初、有権者であるPWDの数が多い約515校を特定した。
4. 国政選挙および地方選挙へのPWDの包括的な参加を確保するために選挙管理委員会が追求したその他の措置。

* 有権者登録プロセスに、障害の種類と選挙日に必要な支援の欄を含む補足データフォームを導入する。このデータ用紙には、指定されたアクセス可能な投票所で投票する意思を表明する部分も含まれている。このフォームは、登録、転籍、再登録を伴う転籍、復権、記録の追加、または登録内容の訂正を申請する際に使用される。収集されたデータは、より包括的でアクセスしやすい選挙手続きのための政策決定に使用される。
* 次のいずれかに該当する者が登録用紙の作成を補助することができるようにする方針の再確認。(a)選挙管理官、(b)認定市民運動部員、(c)4親等以内の血縁・親族、(d)同一世帯に住む有権者の信任者
* 補足資料用紙に基づきアクセス可能な投票所で投票する意思表示をしたPWDおよび高齢者専用とするアクセス可能な地域性のない投票区域を造成する政策の導入
* PWDと高齢者のサテライト登録を実施する政策の再確認
* 選挙日にアクセス可能な投票所の位置を示す標識の設置
* PWDや高齢者の投票所へのアクセス性を確保するための政策の導入
* 選挙期間中にPWDや高齢者を優遇し、優先通路を確保する政策の再確認
* 次のいずれかに該当する者が投票用紙に記入する際に、要求に応じて PWD に援助を提供することに関する方針とガイドラインの再掲。(a)四親等以内の親族または血縁関係にある者、(b)有権者と同一世帯に属する信任者、(c)選挙管理委員会のメンバー
* 特に2016年の国政・地方選挙に向けて、選挙当日の投票所職員を対象としたPWD感受性訓練の導入
* 有権者登録期間中にアクセス可能な投票所を利用しないことを選択したものの選挙日当日には利用したいというPWDのニーズに対処するために、2016年の国政選挙および地方選挙で緊急時にアクセス可能な投票所を導入した。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 (第30条)

*41.1. 社会福祉開発省が2010年に発表した「障害のある人や選手のアクセシビリティに関するすべての国立スポーツセンターの監査」と題する覚書を実施した結果、文化的生活、レクリエーション、スポーツに障害のある人を含めることを阻む障壁が取り除かれたことについ て*

1. 国は現在、障害のある人、特にスポーツ選手が国内のより多くのスポーツセンターや施設に容易にアクセスできるようにすることを目的として、上記の覚書の効果的な実施を検討しているところである。とはいえ、フィリピンの国立スポーツ複合施設であるフィリピンスポーツ機構コンプレックスを選手が利用しやすいようにした顕著な進歩は、他のすべての国が運営するスポーツ・センターにおいても同様の利用しやすさを確保するための基礎として利用されなければならない。

*41.2. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の批准について*

1. マラケシュ条約加盟文書案は、大統領府によって真剣に検討されている。大統領府は、条約加盟に関する国の内部手続に従い、以下の点を考慮して提案されたマラケシュ条約加盟案を評価している。(a)出版された書籍を手に入れることができない300万人以上の視覚に障害のある人、読書に障害のある人、印刷物利用において障害のあるフィリピン人にとっての利点、(b)質の高い基礎教育を提供するという国の義務と、知的財産権に関する法律を含む既存の法律との整合性、(c)世界人権宣言への準拠、などを考慮している。

C. 特定の義務（第31条～第33条）

統計及び資料の収集 (第31条)

*42. 所得、性別、年齢、民族、障害の種類、地理的位置、その他の国の状況に関連する特徴別に集計された、質が高く時宜を得た信頼できるデータを利用できるよう改善することについて、および「ワシントン・グループ障害に関する短い質問セット」を国勢調査および世帯調査に含めることについて*

1. 「フィリピンの子どもの貧困」報告書で強調されている2010年国勢調査の障害者人口のデータ分析において、フィリピン統計機構はユニセフと協力して、各国で一貫する障害尺度である「ワシントングループ障害に関する短い質問セット」（WGSSQD）に基づく新しい障害の定義を導入した。
2. ワシントングループ障害に関する短い質問セットは、2016年全国障害出現率調査/モデル生活機能調査（NDPS/MFS）に含まれており、障害の程度が異なる集団が直面するニーズや障壁を直接比較する一般人口調査である。2016年全国障害出現率調査/モデル生活機能調査は、国際機能分類に基づいており、障害を、その人の健康状態と、その人が生活している物理的、人工的、態度的、社会的、政治的環境との間の相互作用の結果として定義している。したがって、障害は、機能障害（例：手足の欠損）や特定の健康状態（例：ダウン症）によるその人の内的属性の結果だけではない。2016年全国障害出現率調査/モデル生活機能調査では、障害は連続体としても定義されており、障害のないものから非常に高いレベルのものまである。したがって、障害は程度の問題であり、障害の経験は多様で普遍的なものである。
3. 国はフィリピン統計機構を通じて、2018年4月の労働力調査（LFS）ラウンドにワシントングループ障害に関する短い質問セットを含めており、2020年の国勢調査（人口・住宅）にも同様に含める予定である。

国際協力（第32条）

*43. 国際開発協力プロセス、とくに障害インクルーシブなプロジェクトの特定、設計、実施および*監視*への、PWDの代表組織を通じた関与について*

1. 国は、国際的な開発協力の取り組みから生じる、あるいはそれに関連して生じる、障害に焦点を当てたプログラムやプロジェクトの設計、実施、監視にPWDを含めることを重視している。 持続可能な開発目標（SDG）、PWDの「権利の実現」のための仁川戦略、北京宣言及び行動計画などのプログラムの下でのPWD関連の国の約束を効果的に履行するためには、特にPWDの組織を通じた知識と経験の共有が不可欠であり、また外国の支援を受けたインフラプロジェクトがアクセシビリティ法を遵守するためにも不可欠である。
2. PWD部門の専門知識は、関連プロジェクトでも活用されている。

* ユニセフが社会福祉開発省と提携して実施したフィリピンにおける障害のある子どもの状況調査で、障害のある子どもの社会保護プログラムなどを形作る
* 保健省とフィリピン健康保険公社とのパートナーシップで同様にユニセフによって資金提供された障害のある子どものための障害給付パッケージ
* フィリピン・オーストラリア人材・組織開発ファシリティ（PAHRODF）の下、人材管理、能力開発、組織開発に重点を置いたPWDのための奨学金
* フィリピンボランティア調整局（PNVSCA）と連携したオーストラリア国際開発プログラムによる特別支援教育(SPED)センターへの支援
* 日本国際協力機構(JICA)のボランティアプログラムがフィリピンボランティア調整局を通じて特別支援教育センターへの支援、PWDの権利に関する情報発信、生計費プログラムなど地方政府への支援を行っている。2014年には、国は日本国際協力機構支援の「非ハンディキャップ環境プログラム」を終了した。

*44. 持続可能な開発目標の目標8.5と10.2に沿ったPWDの社会的、経済的、政治的包摂に力を与え、促進するための国際協力について*

1. 国は、アジア太平洋経済協力（APEC）の加盟国として、障害友の会（GoFD）ワーキンググループの創設を支援し、オーストラリア、中国、香港、中国、メキシコ、米国とともに6カ国の創設メンバーの一人となった。この取り組みは、2015年5月にフィリピンのボラカイ島で開催された第2回アジア太平洋経済協力上級官僚会議（SOM2）とその関連会議で大きな一歩を踏み出した。障害友の会の主な目的は、経済へのPWDの参加を促進するための合理的で効果的なメカニズムを通じて、アジア太平洋経済協力加盟国のすべての経済、すべての分野で障害インクルーシブな開発を達成することである。
2. 貿易工業省（DTI）は、3つの介入（企業への支援、政策提言、環境作り）を通じてPWDの経済的包摂性を支援するDTI-PWD経済エンパワーメント枠組みを策定した。

国内における実施及び監視（第33条）

*45.1. 条約第33条（2）に基づく独立した国内監視機構の設置、及びその国内人権機関の促進及び保護に関する原則（パリ原則）への遵守、並びに独立した機構に割り当てられた年間予算について*

1. フィリピン人権委員会は、1987年のフィリピン憲法に基づいて設立された独立した国家人権機関である。その職務権限はパリ原則に準拠している。国はフィリピン人権委員会の年間予算を2016年の4億3900万フラン（880万米ドル）から2017年の7億2490万フラン（1450万米ドル）へとほぼ倍増させている。

*45.2.* 監視*活動への PWD 組織の完全な関与を確保することについて*

1. 全国障害者問題評議会は、障害者権利条約の遵守を確保するための主導機関として、理事会には障害者を代表する横断的な障害者団体や、PWDの権利に取り組んでいるNGOが参加している。さらに、各地域、州、市町村に設置された 障害者問題担当事務所は、草の根レベルでの PWD のためのプログラム、活動、プロジェクトの監視と実施を促進している。障害者問題担当事務所については、項目1を参照のこと。
2. 一方、国の国家反貧困委員会には、PWDのための分野別協議会が設置されており、PWD団体の投票で選出され、フィリピン共和国大統領が任命したメンバーで構成されている。
3. 最後に、行政命令第163号（2006年）に基づき、大統領人権委員会は、国内のすべての人権・問題に効果的に対処するための大統領の主要な諮問機関として、その任務を強化した。同委員会は、事務局を通じて、すべての関係行政機関、非政府組織、市民社会と調整を行い、障害者権利条約のような国家が加盟している国際人権条約の遵守を確保している。

(翻訳　全難聴：南由美子・瀬谷和彦、佐藤久夫)

1. Biraogo v. フィリピン真実委員会, G.R. No. 192935, 2010年12月7日, 637 SCRA 78, 148; Southern Hemisphere Engagement Network, Inc. v. テロ対策評議会, G.R. No. 178552, 2010年10月5日, 632 SCRA 146, 166-1 67; フィリピン上院 v. Ermita, 522 Phil. I, 27 (2006); Francisco v.フィリピン下院, 460 Phil.フィリピン上院 v. Ermita, 522 Phil. I, 27 (2006); Francisco v. フィリピン下院, 460 Phil.83 0, 892 (2003). [↑](#footnote-ref-2)
2. PIDSは、フィリピン政府の主要な社会経済政策シンクタンクとして機能する非株式非営利の政府機関。 [↑](#footnote-ref-3)
3. HELP ME は、H-Health E-Education and Training L-Livelihood P-Prevention, Protection and Prosecution and ME- Monitoring and Evaluation の略。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 共和国法第 6727 号（フィリピン労働法第 442 号改正大統領令第 99 条を改正し、第 120 条、第 121 条、第 122 条、第 123 条、第 124 条、第 126 条、第 127 条をフィリピン労働法に組み入れ、新たな賃金率を定め、地方への産業移転のための 賃金インセンティブを提供すること、その他の目的のために、そのための仕組みと適正な基準を確立することにより、 賃金政策の決定を合理化するための措置を講じる法律 ） [↑](#footnote-ref-5)
5. http://www.nwcp.dole.gov.ph/pages/statistics/stat\_current\_regional.html。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 改正共和国法第7277号（障害者マグナカルタとして知られる）の目的によって改正された障害者の割り当てポストを拡大する法律案 [↑](#footnote-ref-7)
7. https://www.psa.gov.ph/content/20152016-integrated-survey-labor-and-employment-part-i-modules-employment-occupational [↑](#footnote-ref-8)